社会福祉施設等災害復旧費補助金

1. 概要

災害からの速やかな復旧を図り、施設入所者等の福祉を確保するため、自然災害により被害を受けた介護施設等に対し、施設の災害復旧に要する費用に対する国庫補助を行う。

2. 補助対象施設

◇特別養護老人ホーム　◇養護老人ホーム　◇老人デイサービスセンター
◇老人短期入所施設　◇軽費老人ホーム　◇認知症高齢者グループホーム
◇介護老人保健施設　◇訪問看護ステーション　等

3. 補助対象経費

介護施設の災害復旧事業に要する経費（災害復旧事業が1件につき80万円以上）
※令和8年度より以下に要する費用を補助対象とする。
・土地：地割れ等の要件を撤廃し、事業運営に必要な土地の復旧
・借地・借家：所有者の修繕義務を前提とした上で、設置者の維持管理の責任の範囲内で実施する復旧

4. 設置主体

都道府県、市町村、社会福祉法人　等

5. 補助率の引き上げ（激甚災害法第3条・第4条の本激に指定された場合）

◇　特別養護老人ホーム・養護老人ホーム（激甚災害法の対象）

国1/2、都道府県等1/4、事業者1/4 → 国2/3程度（注1）、都道府県等1/6程度（注1）、事業者1/6

注1　嵩上げ率は、自治体の税収と河川・道路、学校などを含めた災害復旧費事業の自治体負担額に応じて算定することから、「程度」と表記。

◇　認知症高齢者グループホーム・介護老人保健施設等のその他施設（激甚災害法の対象外）（注2）

国1/2、都道府県等1/4、事業者1/4 → 国2/3、都道府県等1/6、事業者1/6

注2　東日本大震災、熊本地震、平成30年北海道胆振東部地震、令和2年7月豪雨、令和4年8月豪雨等、令和5年豪雨等の際も、予算措置等により同様に対応。

※1　上記は、公立ではなく、社会福祉法人等の民間法人立施設の場合。　※2　その他施設は種類によって補助率が異なる。

6. 国庫補助協議に係る事務の流れ

